

「お茶のまち静岡市」ウェブサイト掲載情報募集要項

1 目的

お茶のまち静岡市ウェブサイトにおいて、情報掲載を行う店舗を募集するため、必要な手続き等について定める。

2 「お茶のまち静岡市」ウェブサイトの概要及び掲載対象店舗

(1) 「お茶」の定義

この要項において「お茶」とは、国産でカメリア・シネンシス（学名、*Camellia sinensis* (L.) O. Kuntze）を原葉とするお茶をいう。

(2) 「お茶のまち静岡市」ウェブサイトの趣旨

市民・来静者が「お茶のまち静岡市」を認知し、楽しみ、繰り返し足を運びたいくなるような情報を継続的に発信していく拠点となる、静岡市が運営する「お茶のまち静岡市」のポータルサイトを目指す。

(3) 掲載対象店舗

静岡市内に所在し、次の各号のいずれかに当てはまる店舗を掲載する。

ア 「お茶のまち静岡市」ウェブサイトの趣旨に沿い、かつ、次に掲げるいずれかを満たす店舗であること。

(ア) お茶飲料メニューを有料で提供する店舗であること

(イ) お茶を使った料理を提供する店舗であること

(ウ) お茶を原材料に使った商品で、かつ一般に販売されている商品であること

イ 前号に掲げるもののほか、「お茶のまち静岡市」ウェブサイトの趣旨に沿う店舗として、静岡市が適当であると認める店舗であること。

3 掲載の届出

掲載対象店舗の条件に該当し、届出を行う場合は、「お茶のまち静岡市」ホームページ掲載情報届出書（様式第1号）に関係書類を添えて提出すること。

(1) 届出対象者

掲載対象店舗を運営する者

(2) 届出できない者

ア 法令等に基づく必要な許可等を受けていない者

イ 各種法令に違反している者

ウ 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、子人の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 消費者金融又は事業者金融を営む者

オ 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う者

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある者

ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

ケ その他、市の有する各種情報発信媒体へ掲載するものとして不相当であると認められる者

(3) 届出期間

令和元年 10 月 10 日から令和元年 12 月 23 日まで

(4) 届出書類

ア 「お茶のまち静岡市」ホームページ掲載情報届出書（様式第 1 号）

(5) 届出方法

原本を郵送または持込みのうえ、電子データをメールにて送付すること。

(6) 届出先

〒424-8701 静岡市清水区旭町 6 番 8 号
静岡市経済局農林水産部農業政策課 お茶のまち推進係宛
電話：054-354-2089 / FAX：054-354-2482
メール：nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

4 掲載の決定

(1) 静岡市は、「お茶のまち静岡市」ホームページ掲載情報届出書（様式第 1 号）が提出されたときは、提出書類の記載内容に基づき、書類審査によりその内容を審査する。

なお、審査に必要な情報が不足している場合は、届出者への聞き取りや追加資料の提供を依頼する。

(2) 静岡市は、審査終了後、審査結果を届出者へ通知する。

5 事業への協力

(1) 掲載の許可を受けた者（以下「掲載許可者」という。）は、静岡市が「お茶のまち静岡市」ウェブサイトに関連して扱う各種媒体への情報掲載に同意したものとする。

(2) 掲載許可者は、各種媒体の制作に係る取材対応や掲載情報の提供に協力すること。

(3) 掲載許可者は、掲載内容を把握し、常に最新の情報が掲載されるよう、掲載内容の確認等に協力すること。

(4) その他、掲載許可者は、静岡市が「お茶のまち静岡市」に関連して実施する事業に全面的に協力すること。

6 掲載情報等の変更

掲載許可者は、掲載情報等に変更が生じたときは、速やかに静岡市に届け出ること。

7 遵守事項

(1) 掲載情報の提供にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) この要項に定める、情報等の提供・変更等を適切に行うこと。

(3) 「お茶のまち静岡市」情報掲載により生じる、問い合わせ等に誠実に対応し、「お茶のまち静岡市」の認知度向上に努めること。

(4) その他、静岡市が必要があると認める事項

8 掲載の取消し

静岡市は、掲載許可者が次のいずれかに該当するときは、掲載を取消することができる。な

お、掲載の取消しによって生じた損失の補償を静岡市に請求することはできないものとする。

- (1) 掲載対象店舗に該当しなくなったとき。
- (2) 掲載許可者が当該要項に定める内容に違反したとき。
- (3) 掲載許可者が虚偽の届出により掲載の許可を受けたとき。
- (4) 掲載許可者から登録の抹消の申出があったとき。
- (5) その他、「お茶のまち静岡市」ウェブサイトに掲載することが適当でないことを認めるとき。

9 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (2) 情報掲載にかかる費用が生じた場合は、掲載許可者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、「お茶のまち静岡市」ウェブサイト掲載以外の事業では、届出者に無断で使用しないものとする。
- (4) この要項に記載のない事項は、掲載許可者の判断によるものとする。

10 参考

- (1) 届出受付開始時点で予定している掲載媒体
ア 「お茶のまち静岡市」ウェブサイト（静岡市運営）

11 問合せ先

静岡市経済局農林水産部農業政策課
お茶のまち推進係
電話：054-354-2089
FAX：054-354-2482
メール：nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

附 則

この要項は、令和元年10月10日から施行する。